

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第608号 平成25年9月9日

秘密保全法

政府は、秋の臨時国会に提出を予定している「秘密保全法案」について、「安全保障に関し、特に秘匿が必要な情報を漏えいした公務員等への罰則を最長10年とする」事等の方針を固めたとの報道がありました（8月24日付朝日新聞他）。

もともと日本という国はスパイ天国とも揶揄されている様に、情報管理が非常に甘い状況にありますので、来年1月に予定されている国家安全保障会議（日本版NSC）の設置と連動させながら、情報管理の徹底を図り、日米間の安全保障体制を強化したいという思惑があるものと思われます。

「秘密保全法案」の内容は、概ね次の様なものです（8月28日付日本経済新聞から）。

- ・防衛や外交、安全を脅かす活動の防止、テロ活動の防止に関わる安全保障上の秘密を「特定秘密」に指定する。
- ・「特定秘密」を故意に漏洩した国家公務員を最高懲役10年（過失の場合5年）に処する。
- ・脅迫や侵入等によって秘密を取得した者は最高懲役10年に処する。
- ・「特定秘密」を取り扱う者（同居人や家族も対象）には、海外渡航歴や犯罪歴の調査等適性検査を実施する。

ところで、秘密の保持に関しては、現行の国家公務員法においても定めがあり、次の様に規定されています。

* 国家公務員法第100条（秘密を守る義務）第1項

職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

仮に、公務員がこの規定に反した場合には、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処せられる事になっています。

この様に、現行制度の下においても公務員には守秘義務が課せられていますが、それに違反した場合の罰則を対比して見ると、「秘密保全法案」の場合は懲役10年という事ですから、如何に厳しく情報管理をしようとしているかが分かります。

この「秘密保全法案」について、元内閣安全保障室長の佐々淳行氏は「日本には秘密保全の為に厳格な法律がない為外国から信頼されていない」とし、「厳罰化は必

須」だと述べています。一方、立教大学教授の服部孝章氏は「市民の知る権利や議論の自由が、法律で制限されようとしている」とし「何事も秘密裏に進めたい政治家や官僚の、情報公開に対する危機感の表れ」と批判しています（以上、8月24日付朝日新聞から）。

「秘密保全法案」に対しては、既に様々な方から賛否の声が上がっていますが、帰るところは上記お二人の意見に集約されると思います。

国家公務員法や「秘密保全法案」を待つまでもなく、外交や防衛に関する情報には、それが無防備に公開された場合、国益を大きく損ねてしまう、場合によっては国家の安寧を脅かす恐れのあるものも少なくない筈です。その意味では、国家の機密情報を守る為の手立ては幾重にも講じて置くべきだと、私は考えています。

ただ、如何なる場合であっても、国家が保有する情報は国民の財産ですから、政府は、適宜適切に国民に公開すべきであり、また、その努力を怠るべきではありません。

まかり間違っても、「秘密保全法案」を、政府にとって都合の悪い情報を国民の目から隠す為の道具立てに使用する等という事があってはなりませんし、そのような事が許されない事という迄もありません。もしも政府が、保有する情報について、秘密にするか否かを恣意的に判断するという事になれば、それは国家による情報操作が行われたかつての暗黒時代に逆戻りになってしまいます。国民の誰一人として、そのような事を望む者はいない筈です。

「秘密保全法案」は、3年前、尖閣諸島沖で中国漁船が海上保安庁の船に衝突した事件のビデオ映像が流出した事を契機に、当時の民主党政権が検討に着手したものです。しかし、当時、あのビデオ映像に対して、秘密にすべきものではなく、むしろ国民に公開して当然の内容だったという声が非常に大きかった事を忘れるべきではありません。

少なくとも、今後、「秘密保全法案」の検討を進めるに当たっては、国民の知る権利に対する最大限の配慮をすべきであり、その為にも、「特定秘密」や「正常な取材活動」の範囲をどうするのか等について、国民の目にも良く分かる形で、慎重に検討を進めていただきたいと思います。（塾頭：吉田 洋一）